

安全安心リフォームネットワーク®
会員規約

株式会社ネクストライフ

安全安心リフォームネットワーク会員規約

本会員規約（以下「本規約」といいます）は、株式会社ネクストライフ（以下「本部」といいます）が運営する安全安心リフォームネットワーク（以下「当会」といいます）と当会の会員（以下「会員」といいます）との関係に適用されるものであり、会費、入退会及び会員の権利義務等、当会の運営及び活動の基本的事項を定めるものです。

第1章 総則

第1条（当会の目的）

防犯設備の普及啓発活動と防犯活動等を通じて地域社会に貢献し、当会で学んだ防犯知識を発信し、地域で愛されることを目指して、当会と会員の発展と繁栄を目的とします。

第2条（会員規約の適用）

本部は、会員との間に本規約を定め、これにより当会の運営を行います。

第3条（会員規約の変更）

本部は、自らが円滑な運営のために必要と判断した場合、会員の事前の承諾を得ることなく本規約を変更することができます。変更後の本規約については、当会のホームページ上への掲載、電子メール、書面その他本部が適切と判断する方法により通知した時点から、その効力を生じます。

第4条（会員）

- 1 会員とは、当会の目的に賛同して当会の活動を積極的に推進するために入会の申込をし、本部にて承認された企業又は個人をいいます。
- 2 当会には、正会員と賛助会員を置くものとします。

第2章 入会申込等

第5条（入会申込等）

- 1 正会員として入会の申込みを希望する企業又は個人は、入会申込書に必要事項を記入し、1名以上の会員の推薦状と併せて入会申込書及び審査用提出書類に必要事項を記入して本部に提出し、本部の入会承認を得るものとします。審査用書類とは、防犯活動計画書・事業計画書等を意味し、本部指定の様式で記入して当会における入会申込書と一緒に提出するものとします。
- 2 賛助会員として入会の申込みを希望する企業又は個人は、入会申込書に必要事項を記入して本部に提出し、本部の入会承認を得るものとします。
- 3 本部は、前項の申し込みがあったときは、第6条の定めに従い、入会の承認・不承認を決定し、これを入会申込者に対して通知するものとします。
- 4 いずれの会員も、本部の承認を得て正式な入会とします。第7条に定める入会金及び月会費の納入日を入会日とします。

第6条（入会の不承認等）

本部は、会員になろうとする企業又は個人から第5条に定める入会申込みがあった場合において、次の各号に該当する場合は、入会を承認しないことがあります。

- (1) 当会の目的に賛同していないとき
- (2) 過去に本規約違反又は諸法令に違反したことを理由として除名又は退会処分を受けたことがあるとき
- (3) 第5条に定める入会申込書を提出しないとき又は提出した入会申込書の記載事項に、虚偽記載、誤記又は記入漏れがあるとき
- (4) その他、前各号に準ずる場合で、本部が入会を適当でないと判断したとき

第7条（入会金・会費）

- 1 会員の入会金及び月会費（いずれも税別）は次のとおりとします。（①か②の選択）

正会員 入会金 ①200,000円（税別）（リフォーム会社・塗装会社及び商標権使用）
② 80,000円（税別）（①以外の企業で商標権使用無し）

月会費 ①20,000円／月（税別）

②10,000円／月（税別）

賛助会員 入会金 30,000円（税別）

月会費 5,000円／月（税別）

- 2 会員は、第5条により本部から入会を承認する旨の通知を受けた後速やかに、入会金及び入会した月の月会費を納入するものとします。なお、入会月の翌月から、月会費は毎月20日までに当月分を支払うものとします。なお、月会費は日割計算しません。
- 3 第8条第1項(3)に基づく商標の使用料は、月会費に含まれるものとします。但し、会員が複数店舗(営業所を含む)を有して商標を使用する場合は、月会費とは別に月額10,000円(税別)複数店舗の場合は1店舗(営業所)につき10,000円(税別)の支払が必要となります。
【例：3店舗(3営業所)の場合 本社20,000円+3営業所30,000円 合計50,000円(税別)】
商標使用権は、会員資格を喪失した時点で終了するものとします。
- 4 納付された月会費は、第11条及び第12条に定める事業年度途中の退会・除名であっても返還しないものとします。

第3章 会員の権利義務

第8条（会員の権利）

正会員は、以下の権利を有するものとします。また、賛助会員は、以下の(3)を除く権利を有するものとします。

- (1) 当会の有料・無料のセミナー及び講習会に参加することができます。
- (2) 当会の主催事業をはじめ活動報告、セミナーの告知等の配信又は配布のサービスを受けることができます。
- (3) 本部がその権利を有する安全安心リフォームネットワーク®・防犯足場®・護人®等の各商標を使用することができます。但し、商標の使用権については、別途、本部との間で商標使用許諾契約の締結が必要です。商標権使用料については、第7条第3項に基づき、商標使用許諾契約権において定めるものとします。

- (4) 当会の主催事業に会員特価で参加できます。
- (5) 会員の希望のある場合には、本部がホームページ、情報誌等で、会員となられた企業名・個人名を紹介します。
- (6) 当会主催の定例研修会への参加について、正会員は基本無料で、賛助会員は必要に応じて参加費用を負担したうえで参加できます。

※商標権使用料について

商 標	商標権使用料会員(1か月)	商標権使用料一般(1か月)
防犯足場	20,000円(税別)	100,000円(税別)
護人プロジェクト		30,000円(税別)
安全安心リフォームネットワーク		30,000円(税別)
護人		30,000円(税別)
子ども見守り安心ステーション		30,000円(税別)

株式会社ネクストライフの所有する全ての商標権には上記の使用料が掛かります。

理由の如何に問わず会員以外での商標の無断使用は禁じます。

無断使用が発覚した場合は使用期間に応じて会員規約に則り、使用料等を請求致します。

第9条 (会員の義務)

会員は、以下の義務を負うものとします。

- (1) 当会の会費等を納入すること
- (2) 会員拡大に努めること
- (3) 会員の登録事項に変更が生じたときは、本部所定の方法により変更の手続きを行うこと
- (4) 本部の指導の下、地域安全活動や防犯ボランティア活動を積極的に行うこと。なお、会員の従業員に対しても、管理指導を責任もって行うものとします。

第4章 会員資格の有効期間及び喪失

第10条 (会員資格の有効期間)

会員資格の有効期間は、当会入会日から2年間とします。但し、期間満了の2か月前までに、甲乙いずれかより更新しない旨の書面による意思表示がない場合は、会員資格は引き続き2年間自動的に更新されるものとし、その後も同様とします。

第11条 (退会)

- 1 会員は、別に定める退会届(本部指定様式)を本部に提出することにより退会することができます。但し第10条の定めに従って退会届を受理することとします。
- 2 会員は、本部と会員が別途締結する加盟店契約が解除された場合には、退会したものと見なします。
- 3 会員は、前条の会員期間内に退会の申し出を行う場合において、未払いの利用料金があるときは、当会が定める期限までに、退会日以降会員期間満了日までの残余の期間に対応する月会費に相当する額及びその消費税相当額を一括して当会に支払うものとします。

第12条（資格停止・除名）

本部は、会員が次のいずれかの一つに該当するときは、当該会員に対し事前に通知するとなく、当該会員の資格を停止又は当該会員を除名することがあります。

- (1) 内外の諸法令又は公序良俗に反する行為を行ったとき
- (2) 本部、他の会員又は第三者の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、その他の財産権若しくはプライバシーの権利を侵害したとき又はそのおそれのある行為をしたとき
- (3) 入会申込書に虚偽の事項を記載したことが判明したとき
- (4) 本部、他の会員又は第三者の名誉又は信用を失墜させる行為があったとき
- (5) 本規約に違反したとき
- (6) その他、本部が会員として不相当と判断したとき

第5章 会員資格の喪失に伴う措置

第13条（会員の資格喪失に伴う措置）

- 1 会員が第10条乃至第12条の規定に基づきその資格を喪失したときは、会員は、本部に対する権利を失い、本部に対して債務がある場合は速やかに精算することとします。
- 2 本部は、会員がその資格を喪失した場合、既に納入した会費は返還しないものとします。

第6章 禁止行為

第14条（禁止行為）

- 1 会員は、無断で当会の名称、会員名簿、当会の活動主旨・活動内容を利用する等して、個人や他の特定団体の利益を目的とした宣伝活動や営業活動を行うことはできないものとします。
- 2 会員は、第12条各号に定める行為、当会の主旨に反する行為等を行うことはできないものとします。

第15条（競業禁止）

会員並びに会員の親族及び従業員は、本部の承諾なくして、会員である期間及び会員資格喪失後3年間は、当会に類似する事業の経営、出資、従事等をしてはならないものとします。

第7章 情報管理

第16条（個人情報の保護）

- 1 会員の個人情報(住所・氏名・写真・電話番号・FAX番号・電子メールアドレス等)は、プライバシー保護のため、全会員がその取扱いには十分注意し、会員以外の第三者に名簿を有償・無償を問わず譲渡若しくは貸与し、又はその内容の一部若しくは全部を何らかの媒体に公表してはならないものとします。
- 2 本部は、本部が保有する会員の個人情報に関して適用される法規を遵守し当該個人情報を適切に取り扱うものとします。

第8章 知的財産権

第17条（知的財産権の帰属）

本部による発明、考案、創作に係る特許、実用新案、意匠、商標、著作物、ノウハウ、アイデア等に関する権利は、本部に帰属します。

第18条（知的財産の保護）

- 1 本部が作成し発行する全ての資料・データ等については、無断で他の媒体に掲載したり、第三者に有償・無償を問わず譲渡若しくは貸与し、又は公表してはならないものとします。
- 2 当会の活動に関連して会員が独自に作成した表現物や本部と協力して作成した表現物は他の会員も使用できるものとします。

第9章 損害賠償等

第19条（損害賠償）

会員が、本規約に反し、又はそれに類する行為によって本部が損害を受けた場合、当該会員は、本部が受けた損害を本部に賠償するものとします。

第20条（免責）

本部は、会員に提供するサービスの利用により発生した会員の損害に対し、本部の故意又は重過失による場合を除き、いかなる理由によっても損害賠償責任その他一切の責任を負わないものとします。

第10章 残存条項

第21条（残存条項）

退会した場合又は会員資格が停止若しくは解除された場合であっても、第13条乃至第23条の規定は有効に存続するものとします。

第11章 その他

第22条（合意管轄）

会員と本部との間の紛争については、福岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第23条（規定の追加）

本規約に定めのない事項で、本部が必要と判断した事項については、順次本部が定めるものとします。

附 則

本規約は、令和2年8月1日から施行します。